

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和6年1月11日

公益財団法人富山県新世紀産業機構

1 趣旨

この要領は、「富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局運営業務」の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」といいます。）の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託者

富山県富山市高田 529 番地 公益財団法人富山県新世紀産業機構

3 委託する業務

(1) 名称

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局運営業務

(2) 内容

別紙1「仕様書」のとおり

(3) 期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(4) その他

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局運営業務を受託する事業者は、本補助金事業に係るコンサルティング業務及び交付申請をしてはいけません。

また業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案があった内容に基づき、修正を行うことがあります。

4 委託費の上限額

金 64,000,000 円以内（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）

※上限額は、委託契約時の予定額（予定価格）を示すものではありません。

5 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次のいずれの要件も満たす者としてします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（参加者が個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいいます。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があつた後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項第 10 号に規定する制限行為能力者
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

6 参加手続等

(1) プロポーザルに係る質問

ア プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メール、ファクシミリ又は書面の持参により、質問書（様式第1号）を令和6年1月17日（水）17時までに提出してください。

イ 質問に対する回答については、令和6年1月23日（火）までに、ホームページに掲載して、お知らせします。

なお、他の参加者に関する質問など、受託候補者の公平な選定に支障の生ずるおそれのある質問には、お答えすることができません。

(2) 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により関係資料を当機構へ提出してください。

資料の名称	様式	提出期限	提出方法	提出部数
公募型プロポーザル参加申込書	様式第2号	令和6年1月24日（水）17時	電子メールによる。	1部
応募者の概要	様式第3号	令和6年1月26日（金）正午 （郵送の場合は、必着）	郵送又は持参による。	10部
企画提案書	定めません。（別紙2「企画提案の記載に係る留意事項」を参照）			
経費見積書	定めません（できるだけ詳細な積算内容を記載してください。）。)			
その他参考となる資料	定めません。			

※ 企画提案書には、実施スケジュール及び実施体制を必ず記載してください。

※ 経費見積書は、できるだけ詳細な積算内容を記載してください。

※ 本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であるため、会計検査の対象となります。

7 審査方法、審査基準等

(1) 審査方法

ア 受託候補者は、審査会による審査を経て選定します。

イ 審査会での審査に当たっては、原則として応募者からのプレゼンテーションを行います。なお、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションを実施する（プレゼンテーションに参加する者

を制限する)場合があります。

ウ 審査会の審査(採点)結果を踏まえ、次の方法により受託候補者を決定します。

(ア) 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がある場合

当該企画提案を行った応募者を、受託候補者として選定します。

(イ) 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がない場合

すべての審査員の得点を合計し、最も高い点数を獲得した企画提案を行った応募者を、受託候補者として選定します。

(ウ) 参加者が1者のみの場合は、各審査員の審査基準による評価点の平均が6割以上となったときに受託候補者として選定します。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションについては、次のとおり実施します。

なお、プレゼンテーションの参加者に対しては、別途、実施の詳細(実施場所、開始時刻等)をご案内いたします。

ア 期日 令和6年1月31日(水) ※予定。別途、調整します。

イ 場所 富山市内

ウ その他

(ア) プレゼンテーションに要する時間は、25分間(参加者からの説明15分間、質疑等10分間)を目安とします。

(イ) 参加者からの説明は、6の(2)に掲げる資料を基に行うことを原則とします。

(ウ) 参加申込状況等によっては、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査となる場合があります。

(3) 審査基準

審査は、別紙3「審査基準」により行います。

8 その他

(1) 参加者は、その能力に応じて実現することが可能な企画について提案してください。(別紙2「企画提案の記載に係る留意事項」を参照)

(2) 提出いただいた書類は、一切返却しません。

(3) 公募型プロポーザルへの参加及び企画提案に要するすべての費用は、参加者の負担とします。

(4) 審査結果については、各参加者に直接お知らせするとともに、次の事項については、当機構のホームページで公表します。

ア 選定した受託候補者の名称

イ 受託候補者の選定理由

(5) 参加者は審査結果について、一切、質問や異議の申立てをすることができないものとします。

- (6) 契約候補者と当機構とは、別途、協議のうえ、委託契約を締結するものとします
(受託候補者と当機構とは、提案を受けた企画の内容を基に、具体的な内容、条件等を協議し、協議が整った場合に、随意契約により、委託契約を締結するものです。)
- (7) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式は、定めません。）を提出してください。
- (8) 委託業務に伴い発生した著作権は、当機構に帰属するものとします。
- (9) 受託者は、委託業務の実施に当たり知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することができません。このことについては、委託業務の終了後も同様です。

◎今後のスケジュール

※変更となる場合が、あります。

1	質問書の提出期限	令和6年1月17日（水）17:00
2	質問への回答	1月23日（火）予定
3	参加申込書の提出期限	1月24日（水）17:00
4	企画提案書の提出締切	1月26日（金）正午(12:00)
5	審査会(プレゼンテーション)の実施	1月31日（水）予定
6	受託候補者の決定	2月上旬頃
7	委託契約書の締結	2月上旬頃
8	補助金の募集開始	2月下旬頃

◎問い合わせ・書類等の提出先

公益財団法人富山県新世紀産業機構 経営支援課
〒930-0866 富山県富山市高田 529 番地
Tel:076-444-5604 Fax:076-444-5646
E-mail:center@tonio.or.jp